

令和 8 年度 地域交流会支援事業助成金 交付要綱

1. 目的

県内市町村等が行う交流会の開催を支援することで、地域で勤務する医師、地域枠等医師、医学生等のつながりを確保し、県内定着の促進を図る。

2. 助成内容

(1) 実施主体

ア 島根県内の市町村

イ 島根県内のその他の団体（病院以外の団体で、島根県内の市町村と連携して事業を実施する場合に限る。）

(2) 対象事業

若手医師の地域での勤務を促すことを目的とした交流会で、以下の条件を満たすもの

ア 実施主体が主催する交流会であること。

イ 勉強会、講演会などの名称は問わないが、地域で勤務する医師、市町村担当者等の主催者側と地域枠等医師、学生等との意見交換が行われること。

ウ 実施主体の市町村出身の地域枠等医師や学生が参加予定者に含まれること。

(3) 対象経費

(2) 対象事業の実施に要する経費のうち、次に掲げる費用

ア 会場費（施設利用料、備品利用料等）

イ 旅費、宿泊料（関係者を招へいするための費用弁償）

※実施主体の医師、関係者の旅費、宿泊料は対象外とする。

ウ 食事代（なお、食事代に対する補助額は、1回1人当たり3,000円を上限とする。）

エ 資料印刷費、消耗品購入費、送料

オ 上記のほか、しまね地域医療支援センター理事長（以下「理事長」という。）が必要と認める経費

(4) 助成率等

対象事業の実施に要する経費の2分の1について、予算の範囲内で助成する。

なお、助成額は、対象事業1回当たり20万円を上限とする。

また、申請は単年度1回限りとし、しまね地域医療支援センター（以下「センター」という）の他の助成事業との併用はできない。

3. 交付申請、及び書類の提出先

(1) 申請者は交流会の開催1カ月前までに、次の書類を理事長に提出すること。

①助成金申請書（様式1号）

②事業実施計画書及び助成金所要額明細書（別紙1）

<提出先>〒693-8501 出雲市塩冶町89番地1 島根大学医学部附属病院みらい棟1F
一般社団法人しまね地域医療支援センター 宛

4. 事業の採択

助成金申請書が提出された場合、センターで審査・選考を行い、助成の可否を決定し、採択したときは、助成金交付決定通知書（様式2号）を交付する。

ただし、必要に応じてヒアリングを実施し、内容によって、助成額の査定をする場合がある。

5. 事業の実施

申請者は助成金の交付決定後に事業に着手し、事業年度末までに完了すること。

6. 事業及び収支実績の報告

(1) 申請者は事業完了後1ヶ月以内、または事業年度末のいずれかの早い日までに、次の書類を理事長あてに提出すること。

①実績報告書(様式3号)

②支出済額内訳書(別紙2)

(2) センターは、前項の書類の内容を審査のうえ、助成金確定通知書（様式4号）を交付する。

7. 助成金の支払い

助成金は助成金額の確定後、申請者からの請求書（様式5号）の提出を受け、センターが内容を審査のうえ、指定の口座に支払うものとする。

8. 決定の取り消し、中止及び返還

次の各号のいずれかに該当したとき、またはその事実が判明したときは、助成金交付決定取消通知書（様式6号）により、助成金決定の取り消し、期限を定め、中止、または既に交付した一部若しくは全部の返還を命ずるものとする。

①虚偽の申し出、または報告を行ったとき

②対象となる事業活動が中止となったとき

③活動内容の趣旨に変更があったとき

9. 書類の保管

助成金の交付を受けた申請者は、事業に係る収入・支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整理し、事業終了後10年間保管すること。

附 則

この要綱は令和8年4月1日から施行する。